

会員の処分について

氏名 根岸 慎治

登録番号 第 09890011 号

事務所名称 根岸労務管理事務所

事務所所在地 栃木県栃木市平柳町 2 丁目 19 番 18 号 サンハイツ B201

1. 栃木県社会保険労務士会の処分

処分内容 3 年間の会員権停止（令和 3 年 7 月 19 日から 3 年間）

処分理由 関与事業所 1 社について、令和 2 年 7 月に助成金受給の申請依頼を受けていたが、同年 4 月から 7 月分を過失により請求期間を徒過したため本来受給できる分の金額を受給できなかった。そのため、事業主に無断でタイムカード、賃金台帳を偽造し、事業所は休業していないにも拘わらず従業員を休業させたことにより、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請を行い事業主に不正に助成金を受給させた（させようとした）。その結果、事業所に迷惑を掛けたばかりか実損を与え、社会保険労務士に対する信用失墜をも招いたため。

2. 厚生労働省の処分

処分内容 1 年の社会保険労務士の業務の停止（令和 4 年 3 月 12 日から 1 年）

処分理由 A 社に係る雇用調整助成金（令和 2 年 12 月及び令和 3 年 1 月 分）及び緊急雇用安定助成金（令和 2 年 12 月及び令和 3 年 1 月 分）の支給申請に当たり、A 社の労働者 3 名が休業していないことを認識していたにもかかわらず、同労働者 3 名が休業していたかのように、虚偽のタイムカード及び賃金台帳を作成し、虚偽の内容を記載した同助成金支給申請書を作成するとともに、令和 3 年 3 月 1 日、当該タイムカード及び賃金台帳の写しを添付した同助成金支給申請書を栃木労働局長あて提出したものである。以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の 2 第 1 項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。